

特記仕様書

特	記	事	項
<p>施工に当たって、以下の条件を考慮のこと。</p>			
<p>1. 工事中は施設運営を行っており、レースも開催されるため、工事中の施設利用者や近隣住民及び施設管理者等の安全対策については十分な措置を行うとともに、施設利用者の動線を妨げることがないように留意すること。</p>			
<p>2. 別途競走場発注による機器関連工事があるため、各請負者や関係各者間で事前に協議を行い、施工を円滑に行うこと。</p>			
<p>3. 工事施工に際しては、施設関係者や近隣等との折衝及び調整を積極的に行い、その経過を書面に記録すること。</p>			
<p>4. 工事施工に際しては、契約主管課及び監督員と施工時間・日程等について十分協議を行い、特に騒音、振動、発光等が発生する作業については、レース運営の妨げにならないよう十分注意すること。</p>			
<p>5. 建設廃棄物処理計画書・実績書及び産業廃棄物管理票（A・E票）の写しを提出のこと。</p>			
<p>7. 火災保険又は建設工事保険は契約工期着手期日から完成期日+14日間掛けること。</p>			
<p>8. 現場施工開始から、工事目的物引渡しまでの期間、工事施工に関して請負業者賠償責任保険を付すること。</p>			
<p>9. アスベスト除去工事については、事前に作業計画書を作成し、大気汚染防止法及び労働安全衛生法の規定による届出等を行い、周囲への飛散等がないよう注意し、特別管理型廃棄物として適切な処分を行うこと。 また、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」により、適切な石綿飛散措置を講じること。</p>			
<p>10. 外壁仕上塗材の除去については、サnder工法の予定としているが、現場の状況等により部分的に工法を変更する必要がある場合等は監督職員と協議を行うこと。</p>			
<p>11. 工事場所は海に面しており、特に風の強い場所であるため、仮設物の倒壊や材料等の飛散によりレースの運営に影響が出ないように十分注意すること。</p>			
<p>12. 現場着手については、令和2年1月8日以降とする。</p>			
<p>13. 屋根及び外壁改修に際しては、雨水養生等について監督職員と協議し、的確に行うこと。</p>			
<p>14. 工事期間内に検査手直しを含めて全て終了のこと。</p>			